

ふじ自治会集会所利用の手引き

1.利用申し込みのできる人。

- (1)藤沢市民であるとともに、ふじ自治会の会員または会員の家族であること。
- (2)未成年だけの利用の場合は、必ず成人の保護者が利用責任者となり、使用中付き添って最後の点検鍵の返還まで行う。

2.利用時間

- (1)原則午前8時から午後10時までとする。また利用時間には準備から後片付けまでを含む。但し、特別な理由により事前利用申請があり、承認された場合にはこの限りではない。

3.利用の手続き

- (1)集会所利用については、(a)定期使用と (b)臨時使用に区分し、各々「使用願」を提出し承認を得て利用すること。*「使用願」は“ふじ自治会ホームページ”(以下HPと略す)より入手可能。

(a)定期利用の場合

同好会活動等で集会所を定期利用するサークルは、「集会所定期使用願」に必要事項を記入し毎年4月開催の第一回役員会までに提出し、役員会で定期利用の承認を受けること。また、年度途中で新たに「集会所定期利用願」を提出する場合は、直近の役員会までに提出し承認を受けること。

(b)臨時利用の場合

利用者は、集会所空き状況をHPで(または*集会所管理者に)確認し、「集会所臨時使用願」に必要事項を記入し集会所管理者に提出し、必ず臨時使用の承認を受けること。臨時利用については、年間を通じて随時利用を受け付ける。

*集会所管理者は各年度の役員の中から選出する。

- (2)「**使用願」・「**使用承認証」の提出・受領に関してはメール、またはFAXの利用も認める。この方法を利用した場合は「押印」の省略を認めることとする。

4.利用と利用後の手順

- (1)利用申請者は集会所管理者より、それぞれの「使用承認証」を受領する。また、鍵の借用については下記(a) (b)のとおりとする。

(a)定期使用の場合には、鍵番号を記入した「借用証書」(用紙はHPより入手可能)を提出して定期借用する。

(b)臨時使用の場合には、原則として使用当日、または前日に集会所管理者から借用する。

- (2)利用(使用)した後は、所内保管の「使用後の確認事項」のチェックシートに基づき点検・チェックする。

- ①使用した備品の片付け(汚した場合はきれいに拭く)
- ②使用各所の清掃
- ③水道・ガスの元栓の確認(締め忘れおよび火の始末)
- ④ごみの始末(ごみはすべて持ち帰り、集会場内には残さない)
- ⑤冷暖房機器の停止(消し忘れのないように)
- ⑥戸締まり(閉め忘れのないように)
- ⑦消灯(消し忘れのないようにブレーカーを落としてください)
- ⑧最後に、集会場の玄関の施錠後、門扉をきちんと閉めて離れる。

- (3)借用した鍵は、「定期利用者」は使用期間終了後、また「臨時使用者」は使用後すみやかに集会所管理者に返却する。

5.利用のキャンセル

- (1)キャンセルが分かった時点ですみやかに集会所管理者へ連絡し、<キャンセル>を伝え使用予定の修正をお願いする。

- (2)既に取得済みの「使用承認書」にも<キャンセル>と書いて、集会所管理者へ提出する。すでに鍵を借用していた場合には同時に返却する。

【利用上の注意事項】

ふじ自治会集会所は藤沢市の資産ですが、ふじ自治会に管理・運営を委託されています。

集会所は住宅と隣接しているので、利用時ばかりでなく集会所への出入りの際には、近所に迷惑を掛けないように気をつけてください。

万一、建物に損傷を与えたり、機器や備品を損傷した場合は、利用責任者が実費を負担することになります。

- (1) 品物の販売・斡旋・カタログ販売などの営業行為は禁止です。
- (2) 講師・家元・先生などによる有料の教室・道場・教習所としての使用は禁止です。
- (3) 楽器・音響機器の使用は制限があるので、詳細については集会所管理者に尋ねてください。
また、使用の際には、音量に配慮し、必ず窓や戸を閉めてください。
 - * 管・弦・打楽器
 - * カラオケ機器
 - * ラジオカセット(ラジカセ)
 - * テープレコーダー、など
- (4) ダンスシューズ、下駄などの使用は禁止です。
ただし、上履き用としてのズック靴、スリッパ、草履、足袋などの使用は認めます。
- (5) 厨房以外では、料理用ボンベなどの火気の使用は禁止です。
ただし、ホットプレート、電熱器などの使用は認めます。
- (6) 駐車場および周辺道路上での駐車は禁止です。
ただし、身障者用車、作業車、用具運搬車などは事前の申請に基づき、駐車場内での「駐車許可書」を発行します。
- (7) 持ち込みの機器・用具による事故および備品・建物の損傷については、機器・用具の利用者の責任によりすべて対処してください。
- (8) 集会所内及び敷地内では禁煙とします。

付 記

- (1)ふじ自治会集会所利用の手引き作成
- (2)利用上の注意事項の(7).(8)を追記
- (3)3項～6項の利用方法について見直し、改定
- (4)3項～6項の利用方法について見直し、改定

制定：平成10年04月01日
追記：平成17年03月31日
改定：平成12年04月21日
改定：平成26年06月21日